

# 第 3 次浅口市行政改革大綱

『浅口市行政経営戦略書』

(案)

平成 29 年 2 月

---

---

# 目次

<b>I 行政改革の経過</b>	..... 1
<b>II 行政改革プランの取組検証</b>	..... 1
<b>III 行政改革の背景</b>	..... 2
(1) 社会情勢の変化	
(2) 厳しい財政状況	
(3) 行政情報の公開	
(4) 地域間競争の時代	
<b>IV 行政改革の基本方針</b>	..... 3
(1) 行政改革の基本スタンス	
(2) 行政改革の理念	
(3) 行政改革の基本方針	
<b>V 行政改革の体系と重点事項</b>	..... 6
(1) 行政改革の体系	
(2) 重点事項	
<b>VI 行政改革の推進</b>	..... 10
(1) 推進期間	
(2) 推進体制	

---

---

## I 行政改革の経過

本市は、平成18年3月に市町村合併し誕生しました。「市町村合併」こそが、“最大の行政改革”ともいわれますが、人口減少による税収の減少、少子高齢化による社会保障費の増加、地方交付税の削減などの影響から、より一層の財政悪化が懸念されています。そんな中、基礎的な住民サービスの質を維持しつつ、様々な行政課題に的確に対応するため、平成19年3月に浅口市行財政改革大綱と浅口市集中改革プランを策定しました。また、平成24年3月には第2次浅口市行政改革大綱と浅口市行政改革プランを策定し、「行政運営から→行政経営へ」を基本スタンスとし改革に取り組んできたところです。

第2次浅口市行政改革大綱による行財政改革は、次項の取組検証にあるよう一定の成果を挙げていますが、今後ますます高度化・多様化していくであろう市民ニーズや行政課題に対応していくため、引き続き改革を進めていく必要があります。

## II 行政改革プランの取組検証

第2次浅口市行政改革大綱の実現に向けた具体的行動計画である浅口市行政改革プランは、平成24年度から平成28年度までを取組期間とし、7つの重点事項を改革の柱に掲げ、67事業を全庁的に実施してきました。

取組の検証においては、「実施」が56事業、「一部実施」が7事業、「調査検討」が4事業、「未実施・廃止」が0事業となっており、「実施」「一部実施」の達成率は94.0%となりましたが、検討から事業着手に至っていない事業もあり、次プランでの対応が必要となっています。

### 【取組状況】

(単位：項目件数)

実施計画	実施	一部実施	調査検討	未実施・廃止	計
市民が満足できるサービスの提供	10	1	0	0	11
行政の透明性の充実	5	0	0	0	5
市民協働のまちづくり	4	0	0	0	4
市民参加の仕組みづくり	1	3	0	0	4
行政経営体制の確立	6	1	1	0	8
人材育成の充実	5	0	0	0	5
スリムで効率的な財政基盤の確立	25	2	3	0	30
計	56	7	4	0	67

---

---

## Ⅲ 行政改革の背景

### (1) 社会情勢の変化

日本経済は、世界金融危機等に端を発する一時の危機的状況から回復傾向にあるものの、その伸びは緩やかであり、国内外の情勢変化を注視している状況が続いています。

近年、頻発する風水害や、熊本地震といった天災が日本各地に大きな被害を与えており、自然災害が地域の経済や暮らしにもたらす影響も少なくありません。

さらに、全国的な少子高齢化や東京一極集中による地方の衰退に伴う人口減少問題に直面しており、本市においても生産年齢人口（15～64歳）の減少による税収減や、高齢者人口の増加による医療・福祉関係経費の増大などが懸念されています。

### (2) 厳しい財政状況

本市の財政状況は、地方公共団体財政健全化法に基づき公表が義務づけられた財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）においては健全な財政状況を維持しています。

しかしながら、今後は少子高齢化や過疎化に伴う人口減少等により、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況を反映した地方交付税の減額が予想されます。また、本市においては市町村合併における特例措置が平成28年度から段階的に縮小され、平成32年度には普通交付税が8億3000万円（平成28年度交付額から試算）の減額となり、本市の財政を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

### (3) 行政情報の公開

市役所の業務は、当然「主権者」たる市民のためになるものでなければならず、職員は市民に理解される姿勢で業務に取り組む必要があります。

積極的な情報公開を進め、政策形成過程などを公開し、市政の「公正」と「透明性」を確保するとともに、「説明責任」を果たす市政を目指すことが重要となっています。

### (4) 地域間競争の時代

市町村は人口を維持するために、地域間での競争が求められる時代となり、本市も平成27年10月に浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。周辺地域との協調を基本としながら、一方では、組織としての生き残りをかけて個性ある独自の施策を展開していく必要があります。

---

---

## IV 行政改革の基本方針

### (1)行政改革の基本スタンス

これまでの積み重ねをベースとして、さらなる改革を継続していくためにも、第3次浅口市行政改革大綱は第2次浅口市行政改革大綱の理念、方針を継承していきます。

また、前大綱の「行政経営」という視点に加え、行政改革を行っていくうえでは、**市民1人ひとりが満足や幸福といった「成果」を感じられることが重要**であり、職員が行政に携わる者として自覚を持ち、未来に対して責任ある選択をしていくことが求められます。

本行政改革大綱は、「**市民が実感する行政経営**」を基本スタンスに、浅口市の職員全員が共有の意識をもって取り組むべき改革の基本的方向性を示したものです。

浅口市の職員が、市総合計画に掲げる将来像や目標に向け、今まで以上に向上心とスピード感を持って日々の業務を行う中で、基本的意識として常に持ち続けられるよう、行政経営戦略の基本スタンスを定めることとします。

#### 【基本スタンス】

## 市民が実感する行政経営

#### ◆「行政経営」とは

→ 行政が有する限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ）を、社会環境等の変化に適応させながら、より効率的・効果的に活用し、自らのビジョンや目標を達成していく活動を指します。

#### ◆市民が実感する「成果」とは

→ 行政改革は役所都合であってはならず、市民の満足や幸福に寄与することが第一であり、かつ、先送りできない「今」対処すべき課題であるという前提のもと、取り組むべき課題を解決するために必要な経営資源や時間、費用対効果、課題解決度、住民満足度などとのバランスを鑑みながら、全ての要素を最も高い水準で実現し、市民の満足度や幸福度、福祉が維持・向上されることを指します。

---

---

## (2)行政改革の理念

市役所の業務は、「主権者」たる市民のためのものであり、職員は市民に理解される姿勢で業務に取り組む必要があります。同じく改革・改善を考える際も、まず本当に市民のためになるのかどうかという「市民目線」での判断が必要になります。

それと同時に、市役所は、「市民の役に立つ所」としていかなる環境変化があろうと存続し続けなければならない使命を負っています。

また、急速に変化していく課題やニーズに対し、常にスピード感を持って対応していかなければなりません。

以上の観点から、行政改革の理念として次の3つを掲げます。

### 【行政改革理念】

**★市民目線での改革**

**★環境変化に耐えうる組織への変革**


**★スピード感のある改革**

---

### (3)行政改革の基本方針

市総合計画が掲げる将来像を実現するための行政改革の基本方針として、次の4点を意識したうえでの改革を実践します。

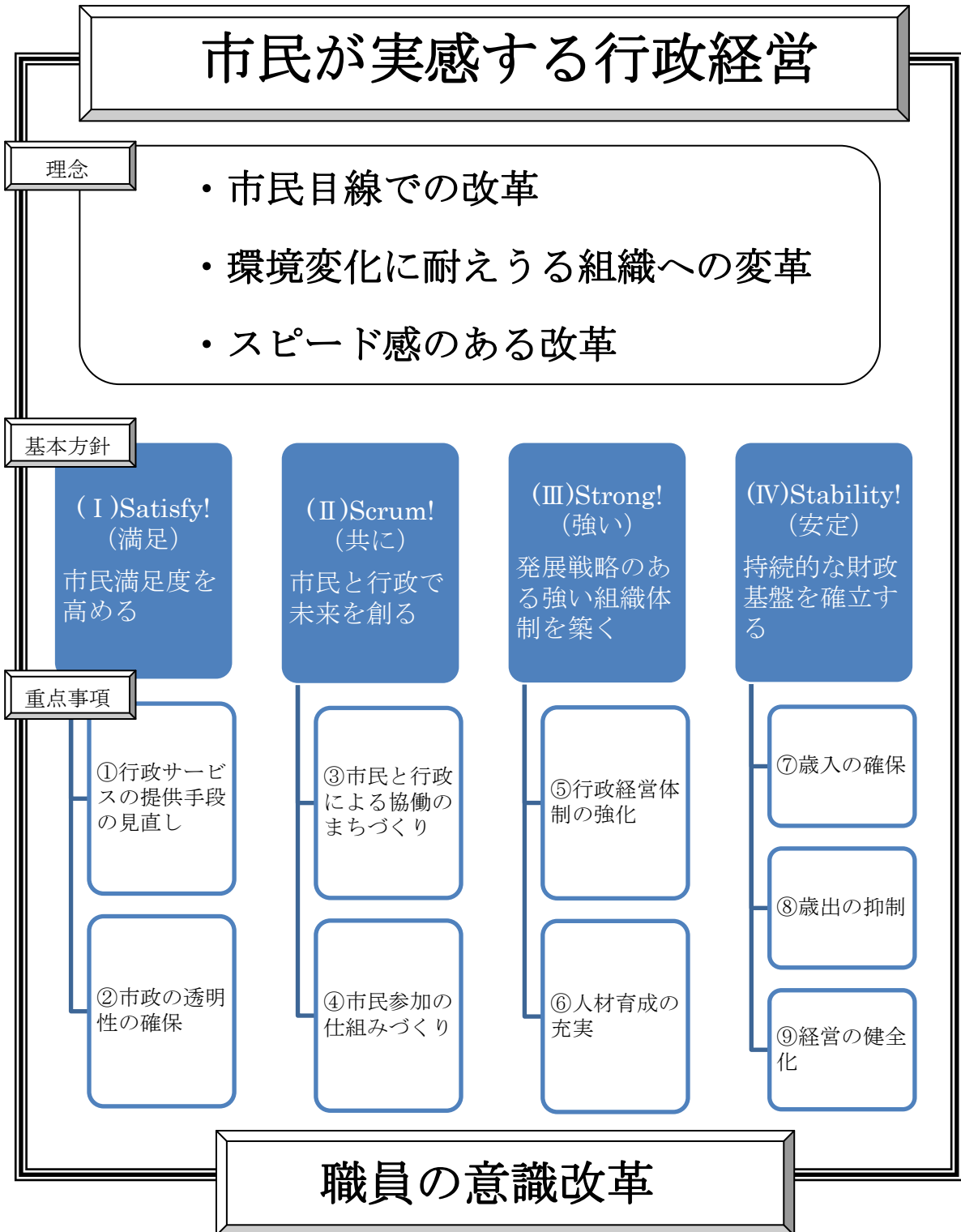
#### 行政改革の4つの基本方針

- 
- ① **市民満足度を高める** 【*Satisfy!* (満足)】  
市民が満足できるサービスの提供と、行政の透明性の充実を図ります。
  - ② **市民と行政で未来を創る** 【*Scrum!* (共に)】  
市民協働のまちづくりや市民参加の仕組みづくりを市民と共同して創ります。
  - ③ **発展戦略のある強い組織体制を築く** 【*Strong!* (強い)】  
行政経営体制の確立や人材育成を充実させ強い組織体制を築きます。
  - ④ **持続的な財政基盤を確立する** 【*Stability!* (安定)】  
スリムで効率的な財政基盤を確立します。

## V 行政改革の体系と重点事項

### (1) 行政改革の体系

行政改革の理念、基本方針とそれに基づく重点事項の体系を次のとおりとします。





---

---

## (2)重点事項

基本方針に基づき、特に取り組む必要のある重点事項を次のとおりとします。

### **基本方針1** 市民満足度を高める

市役所は、「市民の役に立つ所」でなければいけません。高度化・多様化する市民ニーズに対して、よりの確なサービスの提供を行う必要があります。このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

#### ①行政サービスの提供手段の見直し

質の高い行政サービスを提供していくため、来庁しやすい体制の構築、声が届きやすい体制の構築、暮らしに密着したガイドブックの提供に努め、市民との対話を通じたニーズの把握や市民満足度を高めるための継続的な見直しを行っていきます。

また、申請等の手続きをより簡素化するために、外部機関と連携し、コンビニ収納等の新たなサービスの提供を目指します。

#### ②市政の透明性の確保

公正な行政の実現には、市民との情報共有が何よりも重要です。広報紙や市ホームページを活用し、積極的な情報提供に努めるとともに、市民にとってわかりやすい形で情報を提供できるような体制を築くことで、市民と行政が相互に理解し、信頼し合う関係を築きます。

---

---

## **基本方針2 市民と行政で未来を創る**

市民のための行政の実現に向け、市民参画による事業を推進し、市民とともに協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

### **③市民と行政による協働のまちづくり**

様々な地域課題に的確に対応していくため、これまで以上に、行政と市民が連携し、助け合うことが重要であり、職員の意識改革はもとより、市民の意識改革も促しながら協働のパートナーとしてまちづくりを積極的に進めていきます。

### **④市民参加の仕組みづくり**

協働の理念実現のため、市民が行政に関心を持ち参加・参画していく仕組みづくりを進めていきます。

## **基本方針3 発展戦略のある強い組織体制を築く**

市民ニーズ、地域課題、社会環境の変化に対応できる組織体制の強化が必要です。このため、以下の2つの項目を重点的に取り組みます。

### **⑤行政経営体制の強化**

限られた経営資源をより効果的・効率的に活用した政策や、魅力あるまちを創造するための発展的な政策を協議・議論の中から導き出すため、戦略のある組織体制の構築、事務事業評価結果の実践、執務環境の整備に取り組み、市としての一体的な政策的方向性を示す体制の強化に努めます。

### **⑥人材育成の充実**

多様化する行政課題に対応できる職員の育成を行うため、研修体制の一層の充実を図ります。

また、職員の学習と成長を支援し、ともに認め合い能力を高め合う職場風土の形成を目指します。

---

---

#### **基本方針4 持続的な財政基盤を確立する**

市政を継続していくため、財政基盤の安定は欠かすことができない最重要課題です。

このため、次の3つの項目を重点的に取り組みます。

##### **⑦歳入の確保**

今後、ますます厳しい財政状況が見込まれる中、行政需要に対応していくためには安定した財源の確保が最重要課題であり、公有財産の有効活用、市税の収納率向上、ふるさと寄附（納税）制度や有料広告事業の推進、企業の誘致に努めます。

##### **⑧歳出の抑制**

持続可能な市役所を目指すためには、歳入に見合った歳出構造を構築することが必要であり、そのために内部経費の見直し、行政サービスに対する受益者負担の見直し、各種補助金制度の見直しにより歳出の抑制に努めます。

##### **⑨経営の健全化**

歳出の抑制に合わせ、財政の健全化、公営企業等の経営健全化に取り組み、市役所の経営健全化に努めます。

---

---

## VI 行政改革の推進

### (1) 推進期間

市総合計画の前期基本計画期間にあわせ次のとおりとします。

平成 29 年度～平成 33 年度（5 箇年度）

### (2) 推進体制

- ① 市行財政改革推進懇談会の開催  
市長の諮問機関として、行政改革に関する必要事項について市民の立場や専門的視点から調査、審議し、市長に提言を行います。
- ② 市行政経営会議の開催  
全庁的に行政改革を積極的に推進していくため、当会議を開催し、必要な項目の調査検討を行います。
- ③ 第 3 次浅口市行政改革プランの推進  
本大綱に掲げる理念等の実現に向けた具体的行動計画として、「第 3 次浅口市行政改革プラン」を推進します。
- ④ 行政改革の進行管理  
大綱に掲げる理念、重点事項等の推進及び第 3 次浅口市行政改革プランに関して、行政経営会議において定期的な進行管理を行います。
- ⑤ 職員の情報共有  
計画の着実な実施に向け、進行状況等の情報を職員全員で共有し、行政改革に対する意識の向上を図ります。